

財団法人大阪みどりのトラスト協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）
寄附行為第35条に基づき、会員に関する必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 この法人に次の会員をおく。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、会費を納め事業に参画、協力する個人及び法人等。
- (2) 特別会員 500万円以上の寄附や土地の提供等、この法人の事業に特別の功労のあったもの
のうち、理事会で承認されたもの。

(会費)

第3条 正会員の年会費は、次のとおりとする

- (1) 個人会員 1口につき 1,000円
- (2) 法人等会員 1口につき 1万円

(正会員の期間)

第4条 正会員の期間は、会費を協会の預金口座に振り込んだ日の属する月の翌月から1年間とする。

(会員の特典)

第5条 会員は、次のような特典を受けることができる。

- (1) 協会が発行する刊行物の配付
- (2) 協会主催の行事への招待
- (3) 自然と親しむレクレ - ション施設の利用料金の割引等

(入会)

第6条 正会員になろうとするものは、入会申込書を提出の上、会費を納めなければならない。

(住所等の変更の届け出)

第7条 会員は、住所等に変更が生じたときは、速やかに協会にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第8条 正会員が退会するときは、その旨を申し出なければならない。
正会員が会費を2年間滞納したときは、退会したものとみなす。

(委任)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成元年11月1日から施行する。